

○宇佐市手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例
平成 30 年 3 月 22 日条例第 2 号

宇佐市手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指の動きや表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、気持ちを表現し、お互いを理解し合うために、手話を大切に育んできたが、これまで手話を言語として学び、使用できる環境が十分に整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話が言語として位置づけられたことから、ろう者が手話を使って安心して暮らすことができる地域社会を構築していくことが期待されている。

また、全ての障がい者に、ろう者にとっての手話や視覚障がい者にとっての文字である点字等の意思疎通手段を用いる機会が確保され、分け隔てなく情報を得ることができ、十分な意思疎通ができる環境を整えることが求められている。

ここに、「手話は言語である」との認識を確立するとともに、手話・点字等の普及等により障がい者の意思疎通の促進を図り、一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話言語・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の促進を図り、障がいの有無にかかわらず、市民がお互いに理解し合い、一人ひとりの尊厳を大切に安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 視覚障がい者 点字、音声訳等の意思疎通手段を日常生活又は社会生活において必要とする者をいう。
- (3) 手話・点字等 手話、点字、音声訳、要約筆記、代筆及び代読その他障がい者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とされる補助的及び代替的に利用できる情報と意思の伝達手段をいう。
- (4) 意思疎通支援従事者 手話通訳者、点訳者、音声訳者（朗読者を含む。）等障がい者の意思伝達を支援し、又は補助する者をいう。

(5) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し、事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 手話・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進は、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

2 手話言語の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継がれてきた文化的所産であるとの認識のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関して、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関して、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、手話・点字等の活用によって障がい者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備をするよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる施策を宇佐市障がい者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。）の中の施策として位置付け、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 手話・点字等に対する理解及びその普及に関する施策
- (2) 障がい者が手話・点字等を容易に利用できるようにするための環境整備に関する施策
- (3) 意思疎通支援従事者の確保及び養成に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、障がい者、意思疎通支援従事者その他関係者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

(手話・点字等の学習機会の提供)

第8条 市は、市民が手話・点字等について学習することができるよう、障がい者、意思疎通支援従事者、公的機関、事業者等と協力して、手話・点字等の学習機会の提供を推進するものとする。

(手話・点字等を用いた情報発信)

第9条 市は、障がい者が市政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話・点字

等を用いた情報発信を推進するものとする。

(学校教育における理解促進及び学習支援)

第10条 市は、学校教育において手話・点字等への理解促進及びその普及啓発に努めるとともに、市内の小学校、中学校等に在籍する手話・点字等による意思疎通が必要な児童生徒等に対し、手話・点字等による学習支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、手話・点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。